

7. 届出に係るQ&A

Q1： 届出に必要な書類は何部提出すればいいですか。

A1： 1部提出してください。

Q2： 届出の対象となる「住宅」とはどのようなものですか。

A2： 建築基準法における一戸建ての住宅、長屋、共同住宅及び兼用住宅になります。なお、寄宿舍や老人ホームは届出の対象外です。

Q3： 居住誘導区域外の土地において、届出の対象となる開発行為を行った者が、当該土地において届出の対象となる建築等行為を実施する場合でも、開発行為と建築等行為のそれぞれについて届出は必要ですか。

A3： 開発行為と建築等行為はそれぞれ独立した行為となりますので、それぞれの行為について届出が必要になります。

Q4： 住宅に関する開発行為や建築等行為を行う土地が、居住誘導区域の内外にわたる場合は届出が必要ですか。

A4： 敷地の一部が誘導区域内であれば届出は不要です。

Q5： 誘導施設が都市機能誘導区域内外にまたがる場合は届出が必要ですか。

A5： 敷地の一部が都市機能誘導区域内であれば届出は不要です。

Q6： 小規模な病院や商店も届出の対象となりますか？

A6： 誘導施設として定めた業種について、施設規模に関わらず届出対象となります。

Q7： 誘導施設に係る休廃止の届出制度については、罰則があるのでしょうか？

A7： 本制度は、市町村が都市機能誘導区域内に存する誘導施設の休廃止の動きを事前に把握することにより、撤退前に、他の事業者の誘致を始める等の取組ができるようにしようとするものであるため、これに違反した場合の罰則はありません。

Q8： この届出と開発許可申請や建築確認申請の関係を教えてください。

A8： この届出は都市再生特別措置法に基づくものです。開発許可申請や建築確認申請など他の法令に基づく手続きは別途必要になります。また、申請時期については、計画に対しての調整が必要となる場合があることから開発許可申請や建築確認申請等より前の届出をお願いします。

Q9： 届出をした後に何らかの通知はありますか。

A9： 届出を受理してから2週間以内を目安に受理通知書を交付します。また、場合によっては届出者に対して勧告等の措置を行う場合もあります。